

別表

頁	旧	新
36	<p>■良好な景観の形成のための措置が講じられる、次の法令または条例の規定に基づき、許可・認可・届出・協議が行われる行為</p> <p>(1)文化財保護法（昭和25年法律第214号）</p> <p>(2)自然公園法（昭和32年法律第161号）</p> <p>(3)古都保存法（昭和41年法律第1号）</p> <p>(4)奈良県立自然公園条例（昭和41年12月奈良県条例第23号）</p> <p>(5)奈良県風致地区条例（昭和45年3月奈良県条例第43号）</p> <p>(6)奈良県自然環境保全条例（昭和49年3月奈良県条例第32号）</p> <p>(7)奈良県文化財保護条例（昭和52年3月奈良県条例第26号）</p>	<p>■良好な景観の形成のための措置が講じられる、次の法令または条例の規定に基づき、許可・認可・届出・協議が行われる行為</p> <p>(1)文化財保護法（昭和25年法律第214号）</p> <p>(2)自然公園法（昭和32年法律第161号）</p> <p>(3)古都保存法（昭和41年法律第1号）</p> <p>(4)奈良県立自然公園条例（昭和41年12月奈良県条例第23号）</p> <p>(5)斑鳩町風致地区条例（平成24年12月斑鳩町条例第19号）</p> <p>(6)奈良県自然環境保全条例（昭和49年3月奈良県条例第32号）</p> <p>(7)奈良県文化財保護条例（昭和52年3月奈良県条例第26号）</p>
38	<p>*2 緑地面積は、<u>奈良県風致地区条例施行規則第5条第1項の規定による植栽面積</u></p>	<p>*2 緑地面積は、<u>斑鳩町風致地区条例施行規則（平成24年12月斑鳩町規則第11号）別表2の規定による植栽面積</u></p>
51	<p>*2 緑地面積は、<u>奈良県風致地区条例施行規則第5条第1項の規定による植栽面積</u></p>	<p>*2 緑地面積は、<u>斑鳩町風致地区条例施行規則（平成24年12月斑鳩町規則第11号）別表2の規定による植栽面積</u></p>
62	<p>●風致地区（都市計画法）</p> <p>「斑鳩風致保全方針」（抜粋）</p> <p><u>矢田丘陵に続く緑を背景にして、法隆寺をはじめ法起寺、法輪寺、藤ノ木古墳等に代表される歴史的な寺社や史跡が点在し、その周囲の広い田園に旧集落が点在するという、自然や寺院、民家群が渾然一体となり、つくりあげている景観構造を保全することに重点を置く。寺社の周囲に並ぶ門前集落における和風建築様式の踏襲及び山並みと寺社、旧集落といった全体景観への眺望の確保に配慮する。</u></p> <p><u>また、古代万葉の時代に謳われ、「もみじ」で代表される三室山・竜田川を中心とした自然景観についても、とくに緑地の維持・保全をはかることによりその眺望の確保に配慮する。</u></p>	<p>●風致地区（都市計画法）</p> <p>「斑鳩町風致保全方針」（抜粋）</p> <p><u>斑鳩町の風致地区においては、矢田丘陵の豊かな緑を背景として、その麓には、世界文化遺産に登録されている法隆寺をはじめとする社寺や、藤ノ木古墳に代表される史跡など歴史・文化資源が数多く点在しています。また、こうした歴史・文化資源の周辺においては、伝統的な住宅地や田園が広がっており、これらの要素が渾然一体となって、斑鳩の里と称される良好な景観が形成されています。</u></p> <p><u>また、春には桜が咲き誇る三室山や、秋にはもみじに彩られた竜田川など四季を通じて色々な姿の美しい自然景観を見ることができます。</u></p> <p><u>こうした良好な風致を維持し、次世代に引き継ぐことができるように次に掲げる基本方針に基づき風致の維持・創出を図ります。</u></p> <p>○本風致地区の核となる自然資源や歴史・文化資源及びそれらの周辺において自然的及び歴史的環境を一体的に構成している要素について、現状の保存を図る。</p> <p>○矢田丘陵や三室山の山林、竜田川沿いの都市緑地及び農地の豊かな緑を、維持す</p>

別表

頁	旧	新
		<p>る。</p> <p>○<u>伝統的な和風の外観を有する住宅を中心として構成される市街地については、周辺の自然資源との調和を図りながら歴史的な環境を保全する。</u></p> <p>○<u>まとまった規模で開発された住宅地などにより構成される市街地については、周辺との調和に留意しながら、緑豊かな住環境を創出する。</u></p> <p>○<u>公共施設の整備に際しては、先導的に風致の維持・創出を図る。</u></p>

※ \_\_\_\_\_ 下線部が変更箇所です。